

第2回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和7年7月29日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第2回愛媛地方最低賃金審議会

資 料 目 次

令和7年7月29日

1	中央最低賃金審議会への諮問文（写）	1
2	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 （令和7年6月13日閣議決定）（関係部分抜粋）	3
3	経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定） （関係部分抜粋）	29
4	愛媛県最低賃金の改正決定に係る意見提出者一覧	35
5	意見書	
	（1）愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最賃制度実現を求める 意見書（写）（愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫）	37
	（2）愛媛地方の最低賃金大幅引き上げを求める意見書（写） （コープえひめ労働組合 執行委員長 今井 清志）	41
	（3）愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書（写） （愛媛地方労働組合連合会青年部 部長 山内 佑樹）	43
	（4）愛媛県最低賃金の 2025 年度改定についての意見（写） （日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行）	49
	（5）愛媛県最低賃金の大幅引き上げを求める意見書（写） （愛媛県教職員組合 中央執行委員長 加藤 諭）	53
	（6）意見書（写） （愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会 中央執行委員長 清家 理栄）	55
	（7）愛媛の最低賃金を時給 1,500 円以上の引き上げを求める意見書（写） （愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会 顧問 佐伯 育昭）	57
	（8）最低賃金の抜本的な引き上げを求める意見書（写） （新日本婦人の会愛媛県本部 事務局長 水野 真理子）	59

6	愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引き上げ、地域間格差の 解消を求める要請署名（写）	61
7	愛媛県金融経済概況（2025 年 7 月 18 日 日本銀行松山支店）	63
8	愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写） （愛媛地方最低賃金審議会 小委員会 委員長 井上 雄基）	73



厚生労働省発基 0711 第1号
令和7年7月11日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金 1 %上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2 年連続で 5 %を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 %程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医

療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

（略）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5年間60兆円の官民での生産性向上投資と全国2,000を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの5年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI 等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が１％にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約 7 割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワ一的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。

- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
 - ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
 - ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。
- また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

② パートナースhip構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029 年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための

関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

（３）12業種における省力化投資の具体策

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約 400 万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のＩＴツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を 2025 年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主な KPI

2025 年度中に、約 40 万者の飲食業を営む企業の 7 割に支援策を周知する。また、2030 年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計 100 件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025 年 3 月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ閲覧数を年 40 万 PV、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主な KPI

2026 年度以降、業界団体等との懇談会を年に 5 回程度行い、各回延べ約 4,300 社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年 1,000 件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を 2029 年度までに 29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを旨とする（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POS レジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が 20 年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が 8 割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ＩＴ導入補助制度活用件数を年平均 7,500 件以上とする。2030 年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を 9,000 社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を 2029 年度までに、鉄道分野 18%、自動車（物流）分野 25%、自動車（旅客運送）分野 26%、水運分野 22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野 21%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、航空分野では、2029 年度までに労働生産性を 5%向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、ＤＸ化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

v) 主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX 等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに 9 %向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT 指針）及び優良事例集（ICT 事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICT を活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業における ICT 活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT 活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対し ICT 活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的な ICT 活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間（1 人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023 年度の建設業は 2,018 時間に対し全産業は 1,956 時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療ＤＸ、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対する IT 導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療ＤＸ推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主な KPI

2030 年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029 年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を 1,410 時間にする（現状は 1,860 時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029 年までに 8.1%、2040 年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029 年に 90%以上を目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場における AI 技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を 90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を 47 都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる 4 機能）など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT 導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする 4 機能をいずれも導入している施設の割合を 20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を 2026 年度比で 10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では 1 経営体当たりの生産量を 2030 年までに 2023 年比で約 1.8 倍にすることを目指す。林業では 2030 年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を 2022 年比で 5 割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030 年に漁業就業者 1 人当たりの漁業生産量を 2020 年比で 3 割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主な KPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組10を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等へのとった対応を徹底する。

（１）M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅうちょ）するケースが多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A 後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

(2) 経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営に関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

(3) 経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMI を含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

(5) 事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成ＡＩが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のＡＩ・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用するための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ７人に１人である 900 万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和 7 年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成 25 年度以降、累計で約 34% の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和 6 年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

５．最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

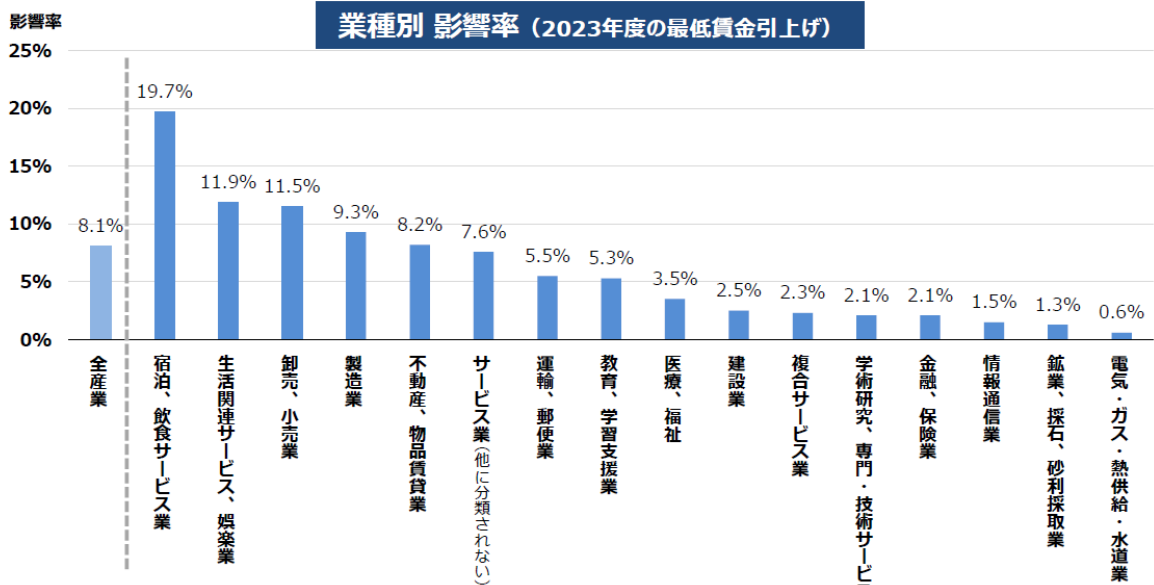
(略)

＜関係部分抜粋＞

(略)

業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
（出所）厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

(略)

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針 2025
(令和7年6月13日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率の実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中にあっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

(略)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約 3,000 人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028 年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休 3 日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者 22 に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収 130 万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025 年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後 5 年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025 年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のＩＴ化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

（略）

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

（略）

愛媛県最低賃金の改正決定に係る意見提出者一覧

	意見提出者 氏 名	所属・役職名等	意見陳述 の希望	備 考
1	今井 正夫	愛媛地方労働組合連合会 議長	有	
2	今井 清志	コープえひめ労働組合 執行委員長	無	
3	山内 佑樹	愛媛地方労働組合連合会青年部 部長	有	意見陳述する者は 事務局次長
4	堀川 孝行	日本自治体労働組合総連合 愛媛県本部 書記次長	無	
5	加藤 諭	愛媛県教職員組合 中央執行委員長	無	
6	清家 理栄	愛媛県単位農業協同組合 労働組合連合会 中央執行委員長	無	
7	佐伯 育昭	愛媛県単位農業協同組合 労働組合連合会 顧問	無	
8	水野 真理子	新日本婦人の会愛媛県本部 事務局長	無	



2025年7月24日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）
議長 今井 正夫

愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最賃制度実現を求める意見書

愛媛労連は、愛媛地方最低賃金審議会に対して、物価高騰の下で、広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、愛媛県の最低賃金の1,500円への引き上げと全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差是正を行うように求めます。

1. 愛媛県の最低賃金の引き上げで低賃金の改善をして下さい

2025年5月の消費者物価指数は、前年同月比3.7%の上昇となっており、2025年1年間の飲食料品の値上げは、2024年を上回る品目が値上げになる勢いになっています。しかし、厚労省の毎月勤労統計で4月の名目賃金は前年同月比2%増なのに、実質賃金は逆に2%減となっており、実質賃金の減少は4か月連続となっています。

愛媛労連では2025年春闘「働くみんなの要求アンケート」を駅頭などで配布した中からの返事には、「最低賃金は上がったが、物価高騰には追いついていない」など「生活が苦しい」の回答が昨年よりも多くなっています。

全労連は全国28都道府県で約5万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込み）・時間額1,500円以上（月150時間換算）必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円の結果が出ており、1,500円では足りない状況が示されています。（別紙 最低生計費試算調査総括表）

石破首相は、6月13日決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針）で、「賃上げこそ成長戦略の要」と位置付けて、最低賃金について「2020年代に全国平均1,500円」の実現を掲げたことに、多くの問題点はあるつつも、基本方向に注目しています。

現在の愛媛県の最低賃金956円から、1,500円に引き上げることを求めます。

2. 地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度を政府に求めて下さい。

愛媛県の最低賃金と全国最高額との差は、2006年の最高額719円に対して、愛媛県616円で103円の差から、2024年は最高額1,163円に対して、愛媛県956円で207円の差と約2倍の格差が続いています。

仮に、月150時間働いたとして、月3.1万円、年収37.2万円の格差があります。

最低賃金に地域間格差があることによって、愛媛など最低賃金が高い地域では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となっています。都道府県別の平均賃金（年収）はもちろん、診療報酬、

介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉業の所定内賃金は、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。最低賃金の地域間格差は、公務員賃金、生活保護、年金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方から大都市への人口移動に歯止めがかからず、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業が労働力を十分に確保できない等、深刻な影響を与えています。人口格差の是正には、ベースとして最低賃金（賃金）の地域間格差の是正が必要です。（別紙 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図）

この格差是正のためにも、愛媛地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の確立へ政府に意見を出すように求めます。

3. 中小企業の賃金引き上げを円滑に実施するための抜本的支援を政府に求めて下さい。

働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。しかし、中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金があがらないことを正当化する理由になってきました。日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げ目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせないことは明らかなです。

全労連は2022年1月に「最低賃金の改善、中小企業支援拡充で地域経済の好循環を～全国一律最低賃金で経済の好循環を求める提言」をまとめました。その中には、社会保険料（事業主負担）減免や公正取引と併せて、松山市を始めとした全国いくつかの自治体を実施している賃金引き上げ分の直接補助など本来国が実施すべきです。

物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者が生活改善を実感でき、愛媛で働いて人間らしい生活ができる大幅な引き上げと地域間の格差を解消していくメッセージとともに、最低賃金の引き上げへ中小企業に対する抜本的な支援策を政府に求めて下さい。

以上

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

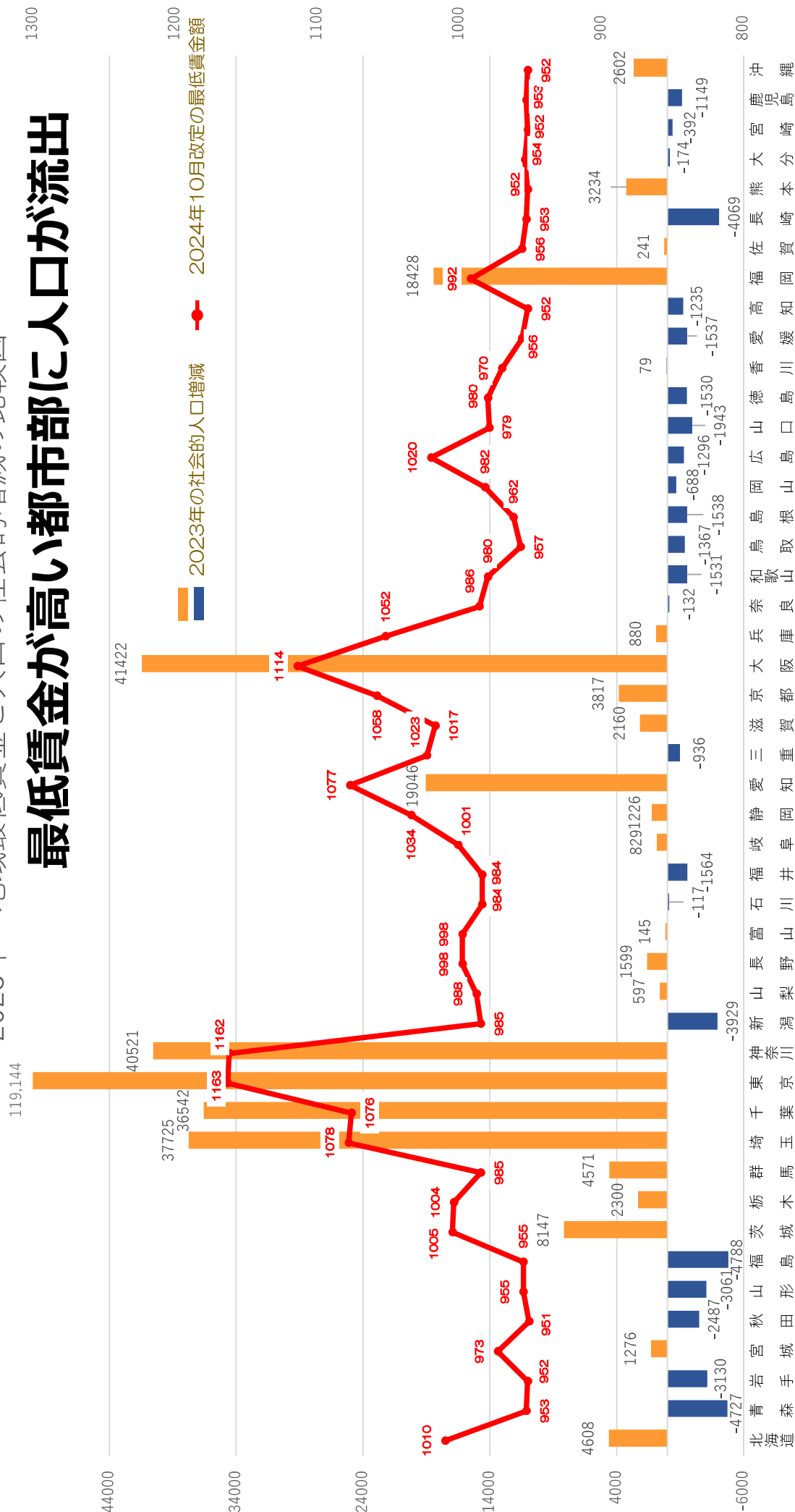
作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年7月14日現在

都道府県	都市名	消費支出										非消費支出				非消費率	予備費	最低生計費				最賃2024		調査結果 アップデ- イト発表時期 ※	サ ン プ ル 身 数 者
		食費	住居費	水道 光熱	家事用品	被服物	保健医療	交通 通信	教育	娯楽	その他	交 出 費	非 消 費 額	月額 (税抜)	月額 (税込)			年額 (税込)	時間額 (150h)	額	ラ ン ク				
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,034	B	2015年12月	2025年7月	195	
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,058	B	2019年4月	2025年7月	412	
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	7,940	3,163	7,777	1,080	9,734	0	29,506	23,028	60,977	21.39%	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	1,163	A	2019年9月	2025年6月	411	
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	985	B	2015年12月	2025年6月	74	
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	998	B	2020年7月	2025年2月	748	
愛知県	名古屋	192,727	53,603	50,667	7,983	4,443	9,680	2,366	16,324	0	22,646	25,015	58,979	21.77%	19,200	211,927	270,906	3,250,874	1,806	1,077	A	2016年2月	2025年1月	217	
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,114	A	2022年1月	2025年1月	634	
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	982	B	2020年7月	2025年1月	265	
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,078	A	2024年10月		153	
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	992	B	2019年4月	2024年8月	267	
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	979	B	2019年4月	2024年7月	167	
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	953	C	2019年4月	2024年7月	141	
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	953	C	2019年4月	2024年7月	158	
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	12,505	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	58,009	22.11%	18,500	204,298	262,307	3,147,684	1,749	1,010	B	2016年4月	2024年6月	201	
岐阜県	岐阜市	176,737	44,872	38,000	7,874	3,058	7,748	1,501	34,993	0	20,390	18,301	53,422	21.56%	17,600	194,337	247,759	2,973,108	1,652	1,001	B	2023年1月		38	
青森県	青森市	179,522	46,583	33,000	10,406	4,066	6,885	2,604	36,150	0	19,599	20,138	52,112	20.88%	17,900	197,422	249,534	2,994,408	1,664	953	C				
岩手県	盛岡市	186,717	47,242	37,000	11,614	3,932	7,144	2,636	36,057	0	19,988	20,105	52,686	20.42%	18,600	205,317	258,003	3,096,036	1,720	952	C				
宮城県	仙台市	183,708	47,226	35,000	11,068	4,150	7,709	2,682	36,103	0	19,512	20,257	57,998	22.31%	18,300	202,008	260,006	3,120,072	1,733	973	B		2022年11月	270	
秋田県	秋田市	182,825	47,235	35,000	10,687	3,841	6,901	2,690	36,114	0	20,286	20,072	52,555	20.73%	18,200	201,025	253,580	3,042,960	1,691	951	C				
山形県	山形市	181,425	46,605	34,000	10,878	4,321	6,131	2,682	36,022	0	19,089	21,696	53,041	21.00%	18,100	199,525	252,566	3,030,792	1,684	955	C				
福島県	福島市	183,513	47,442	36,000	10,903	3,893	6,506	2,617	36,234	0	19,796	20,123	53,531	20.96%	18,300	201,813	255,344	3,064,128	1,702	955	B				
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,005	B	2020年7月	2022年10月	190	
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,052	B	2022年6月		112	
高知県	高知市	183,688	45,423	33,000	8,710	3,247	6,638	1,506	37,467	0	26,070	21,627	47,711	19.11%	18,300	201,988	249,699	2,996,388	1,665	952	C	2022年6月		94	
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	954	C	2021年6月		109	
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	952	C	2020年7月		84	
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,964	18,252	46,045	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	956	C	2019年12月		111	
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,020	B	2016年1月		70	

※アップデ-イトとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

2023年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

最低賃金が高い都市部に人口が流出



※ 総務省統計局：「住民基本台帳人口・世帯数、令和5年（1月1日から同年12月31日まで）人口動態（都道府県別）」より、全労連作成



2025 年 7 月 24 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏様

コープえひめ労働組合
執行委員長 今井 清志

愛媛地方の最低賃金大幅引き上げを求める意見書

長く続く物価高騰により、正規職員以上に非正規職員は生活に苦しんでいます。物価高騰で苦しむ中でも、健康で文化的な人間らしい最低限度の生活ができるように、愛媛で働くすべての非正規職員の生活を楽にするためにも、愛媛県の最低賃金の大幅引き上げをお願いします。

昨年は中央審議会の答申である 50 円引上げの目安に対し、59 円の引き上げたことについて、政局も反映しての最低賃金への関心や要求が高まる中、全国で二番目の上げ幅であったことを大変評価しております。とはいえ全国最低の秋田県 951 円と 5 円しか差がない 956 円という金額は全国ランキングで 34 位となっており、全国 1 位の東京都はもちろん、近県の広島や香川、徳島との額とは 14 円以上の開きがあります。この開きを縮めなければ県境に住む人の労働力が県外に流出するという状況を変えられません。徳島県の後藤田知事は「鳴門市と、橋を渡った淡路島では看護師の給料が5万円違う。兵庫県に労働力が流出している。」と危機感を持ち、徳島の最低賃金審議会に働きかけました。愛媛は気候が温暖で住みやすいとの評価や、各自治体の取り組みで移住を希望する人が増えてきているとの話も聞きますが、移住してきてもそこで暮らしていける収入がないと生活は成り立ちません。過疎化を食い止めるためにも愛媛の最低賃金を高くする必要があります。今年の春闘では昨年ほど賃金も上昇せず、月給者の収入はあまり増えていません。最低賃金を上げることは月給者との賃金格差が縮まり、いずれ月給者の賃金も増えることにつながります。

生協労連が発行した「パート労働黒書」によりますと、物価高騰が家計を圧迫しており、食費や光熱費の負担が増えている状況です。たとえば、「炊くお米の量を減らした。買い物は週 1 回にして遠くの安いスーパーでまとめ買いするようになった。」「冬場は暖房費節約のために、設定温度を下げ、家の中でも厚着で過ごす。」などの声から食費・光熱費を切り詰めていることがうかがえます。そして、最低賃金の全国一律化制度と 1,500 円以上への引き上げを求める声が共通しており、「時給が 1,500 円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない。」「時給が低すぎて、日用品すら買えない。」など、非正規労働者の賃金が物価上昇に追いついていないことが課題となっています。コープえひめでは約 1,200 人のパート・アルバイト労働者が勤務しています。三人の子供がいてトリプルワークをしているパート職員は、「時間給が高ければトリプルワークをダブルワークにできて家族との時間や自分の時間ができるけど、今の時間給では必要な収入金額まで届かない。」と言われていました。子供の保育費や学費、部活動や習い事にかかるお金を頑張って稼いでいるそうです。この職員の子供も今年から野球を始めました。「いろいろ買わなきゃいけないから大変。頑張らなきゃ。」と言っていました。また夫が建築関係の自営業をしているパート職員は、「資材の高騰を価格に反映する事ができず手元に残るお金が減っている状況で、少しでも家計の助けになれば。」とパートとして働いているが、家計が厳しい状況は変わっていないという事です。この間、契約時間を延長し、「年収の壁」を超えて社会保険に加入した方、社会保険に加入することを検討している方が増えてきました。社会保険に加入することで老後の生活を少しでも安定させようという思いが表れています。また、年金だけでは生活できないという老後の不安が強くなっており、「若い頃は年金でゆっくり過ごせると思っていたが、それは無理だと感じている。」「医療費が高く、将来の病気に備えた貯蓄ができない。」という声が増えています。このような考えから老後の資金のために働く高齢の職員も増えております。コープえひめのパート職員の定年は70歳です。老後の資金や生活費などを少しでも確保するために「体が続く限り70歳定年まで頑張るよ。」とベテランパート職員は言っていました。コープを定年退職して非正規労働者として働いている先輩方も同様のことを言われていました。コメ不足に代表されるこの一年のさらなる物価

高で高齢者や一人暮らしをしている学生、お子さんの多いご家庭などではますます負担がかかっています。負担を軽減するためには賃上げが必要です。改めて愛媛の最低賃金の大幅引き上げを求めます。

また、最低賃金の引き上げには国の補助金をはじめ、地方自治体の企業への支援が必要不可欠です。生産性の向上を図りながら賃上げを行なう企業への補助金などもありますが、賃上げに精一杯で生産性向上のための設備投資が難しい企業もあります。労働者の賃上げのみを行なった企業への補助をもっと手厚くしていくべきです。最低賃金審議会から国や地方自治体への働きかけを要望します。

以上



2025年7月24日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

松山市三番町 8-10-2
愛媛地方労働組合連合会青年部
部長 山内 佑樹

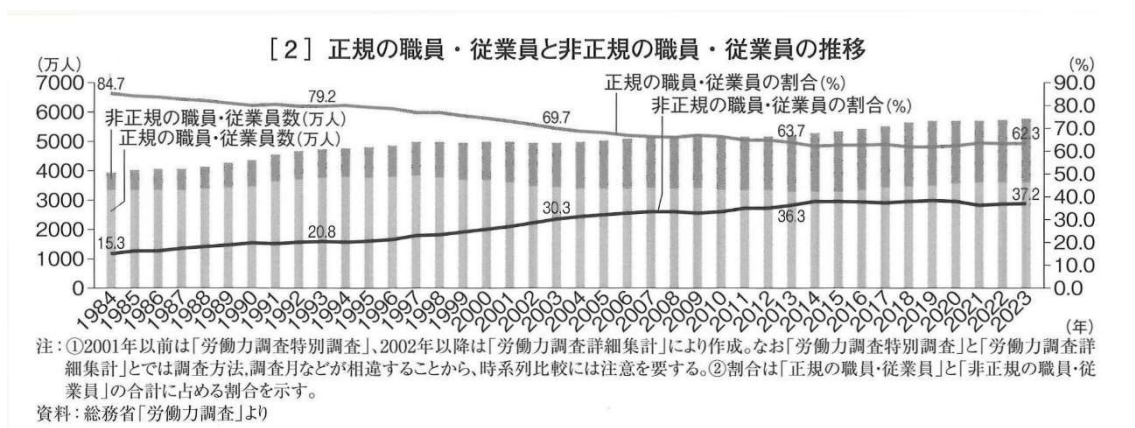
愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書

私たち愛媛地方労働組合連合会青年部（略称：愛媛労連青年部）は、愛媛県内で働く青年労働者の権利を守り、労働条件改善のために日々活動しています。最低賃金の引き上げはすべての労働者の賃上げにつながることで、とりわけ低賃金で働く青年層の要求としてとらえ、意見を反映されるよう求めます。

（１）物価高騰と実質賃金低下、非正規雇用労働者の拡大

最低賃金は近年、これまでと比較すれば大幅に引き上がりました。しかしながら、物価高騰は止まらず、実質賃金はボーナスの時期を除けば、引き続きマイナスの状況で、2024年度の毎月勤労統計調査（確報）では、現金給与総額（名目賃金）に物価の変動を反映させた実質賃金は前年度比 0.5%減と、3年連続のマイナス。2025年5月の毎月勤労統計調査（速報）では、実質賃金は前年同月比 2.9%減と、最低賃金の引き上げ額は物価等の負担に追いついていない状況が続いています。

非正規雇用労働者は労働人口の約 4 割近くを占めています。先進国では日本だけが 30 年近くにわたって賃下げが続いています。「失われた 30 年」について、ある人は「企業はしっかり稼いでいたけれど、それを設備投資や給与アップに回さなかった時代」と指摘するなど、労働環境を悪化させ、不安定な非正規雇用を拡大した時代です。非正規雇用の拡大によって、雇用の劣化と生活困窮がもたらされ、日本国内の貧困を拡大してきました。安く使い捨てられる非正規労働者の増大は、労働者そのものを低賃金に置くとともに、少



子化の進行など社会の維持にも悪影響を与えています。いまの日本において、現状の賃金や雇用形態では、将来だけでなく、ほんの数か月先の未来にすら希望が持てない状況に多くの働く青年がおかれています。全労連青年部のアンケート結果でも、賃上げ分を貯金に充てたいと回答した数が最も多く、結婚や出産、子育て、住宅や年金など、青年は今後の将来の生活全般に不安を抱えていることが明らかになっています。

また、近年非正規雇用労働者に占める 65 歳以上の割合が高まっているとの指摘もあり、「非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低い」という課題が、若年層だけの問題にとどまらないものとなってきています。

昨年の意見書でも「愛媛県の最低賃金では、蓄えをつくることは困難で、ひとたび災害や今回のようなコロナ禍において、生活そのものが困難な状況にあること」を指摘しました。物価高騰に見合う賃金引き上げがなく、昨年の最低賃金引き上げも春闘での賃上げ分も物価の上昇分に吸収されているのが実態ではないでしょうか。

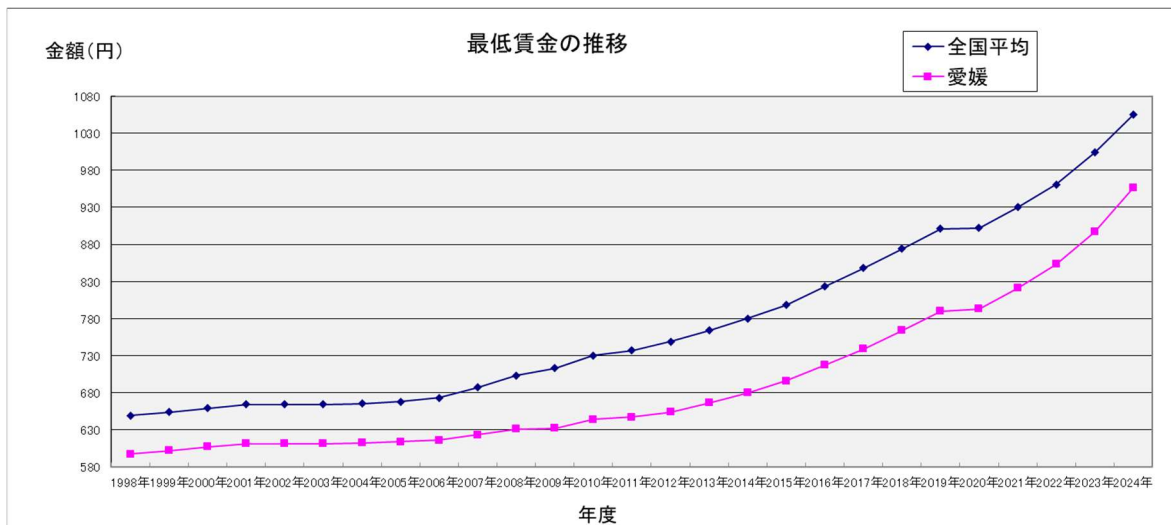
生計費原則からすれば、大幅な引き上げが切実に求められる状況です。また、最低賃金引き上げが最低賃金近傍で働く労働者だけの問題でなくなっていること、最低賃金引き上げがなければ社会問題にもかかわることをも示しています。

（２）最低賃金は上がってきたが…

愛媛の最低賃金も一時と比較すれば大幅に引き上がってきました 1998 年には 597 円という金額で、2010 年まで引き上げ額も 2 ケタはありませんでした。年 2000 時間働いても、年収が 120 万円に乗らない状況でした。

最低賃金10年／26年間の比較

		年度	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年		
最低賃金額		全国平均	649	654	659	664	664	664	665	668	673	687	703	713	730		
		前年比	12	5	5	5	0	0	1	3	5	14	16	10	17		
最低賃金額		愛媛	597	602	607	611	611	611	612	614	616	623	631	632	644		
		前年比	9	5	5	4	0	0	1	2	2	7	8	1	12		
		年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
最低賃金額		全国平均	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1004	1055	
		前年比	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31	43	51	
最低賃金額		愛媛	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821	853	897	956	
		前年比	3	7	12	14	16	21	22	25	26	3	28	32	44	59	



ようやく時間額 1 千円が、愛媛でも現実のものとなるかもしれないところまで来ました。それでも年 2000 時間で年収 200 万円であるので、最賃近傍労働者にすれば、生活は苦しいと言わざるをえません。

今年の春闘の結果では、日本労働組合総連合会（連合）愛媛 2025 年春闘妥結状況最終まとめでは、賃上げ率は 5.09% で高い水準を維持としています。単純に最低賃金にあてはめると 56 円相当となっており、これらを上回るような最低賃金の大幅な引き上げこそ、正規・非正規雇用を問わず多くの青年の生活改善につながると考えます。

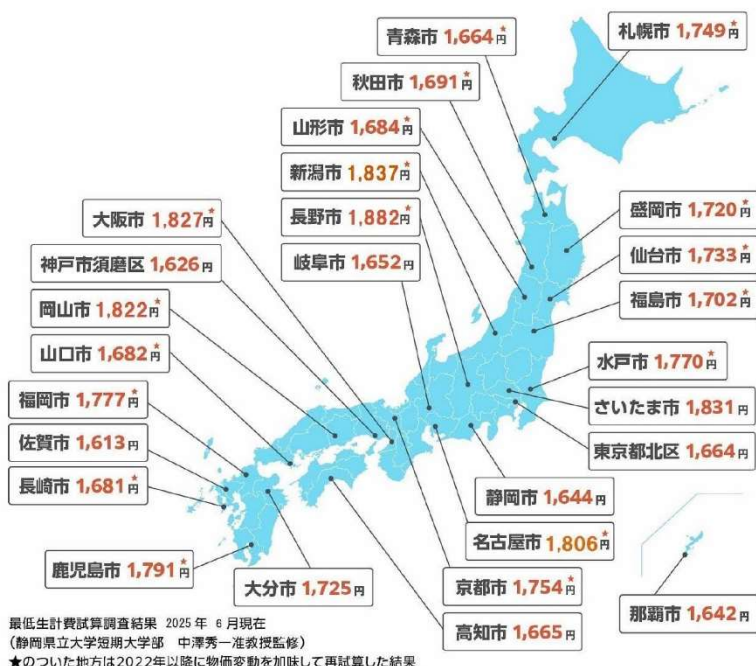
（３）生計費、ただ生きるためだけの賃金ではない

最低賃金の金額決定の考慮要素であり、労働者が生きるために必要な生計費はどの要素においても一番に考慮すべき点です。

憲法 25 条には「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていますが、最低賃金がただ生きられるぎりぎりの水準で良いということにはなりません。人ひとりが生活するために税金や社会保障費、住居費、食費、水・光熱費、通信費等の負担は最低限必要です。それに「健康」と「文化」を保障しなければならないのです。そして「備え」も必要です。なぜならば、労働者は労働力を売る以外に生活するためのお金を手に入れる方法がなく、労働者の多くが賃金に依存し生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきで、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではないと考えます。

憲法・労働基準法・最低賃金法等に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠とする法の理念をいかし、人間としての尊厳を損なわない金額とすべきです。

全労連は 25 都道府県組織以上で「最低生計費調査」を実施しており、結果を見ると、



全国各地での最低生計費には大差なく、時間額で 1,500 円前後、月収で 22~24 万円（税込額）は必要ということも明らかとなっています。四国では高知が 2022 年に結果を発表し、時給 1,665 円との結果が出ています。最低賃金は全国一律であるべきとの科学的な根拠となっています。

その後、最近の物価高騰を考慮し、この最低生計費を試算しなおした結果が全国ではあり、現時点の物価等を考慮すれば、全国で月 150 時間労働換算で、1,700~1,900 円程度が必要

と、金額が増えています（後段資料）。

生計費と最低賃金にはかなりの格差があります。それは最低賃金を決めるための要素に、生計費のほかに、使用者の支払い能力が含まれるのが理由の一つです。これは日本特有のものであり、この要素を取り除くために、支払い能力のない中小零細企業に国の支援が受けられることを当たり前とすべきです。労働者だけに低賃金を押し付けていること自体を変えるべきと考えます。

(5) 最低賃金の格差是正を

年々、地方と都市部の最低賃金の格差は縮まるところか拡大し、この 18 年で 2 倍の広がりとなっています。現行の愛媛の最低賃金 956 円と東京都の 1,163 円を比較すると 207 円の差があり、月額で 3 万円以上の開きを生じさせています。都市部との賃金格差は県内から労働力流失を招き、地域の購買力を弱め、地方景気の悪化をもたらします。また、都市だけでなく、同じ四国でも同ランクの徳島の最賃は 980 円で、愛媛とは 24 円の差があります。最低賃金の引き上げ額は「昨年は過去最高額」でしたが、労働者の生活実態に対し、縷々述べてきたように、低い改定額となっています。

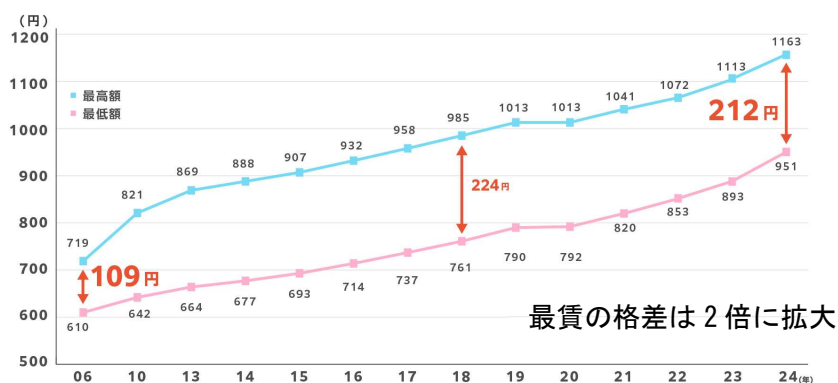
中央最低賃金審議会の目安そのものが、昨年は一律 50 円としたことから、地域別最低賃金を地域独自の観点から審議されることを妨げていると言わざるをえません。

「最低生計費調査結果」を
みても、生活に必要な金額は
全国で大きく変わらず、この
ような賃金格差は不合理であ
り、同一労働同一賃金の観点
からも到底納得できません。
都市部に人口が流失し続け
ると、地方の自治体サービスの
悪化や自治体が消滅する可能

性までも危惧され、人口減少による地域崩壊の一端に地域別最低賃金が加担していると言
わざるを得ません。格差容認を続ける最低賃金のランク制度をやめるべきです。

今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、物価高騰などに対して、すべての国民
の生活改善を進めるために、最低賃金の引き上げと中小企業の支援を。つつましいながら
も「健康」で「文化的な」生活を送るために、改めて支払い能力ではなく、「生活の質」
や「人間として生きる水準」を最優先に考慮いただき、適正な金額を決定していただくこ
とを強く要望します。

以 上



最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション (25㎡) に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。																							
都道府県	都市名	消費支出										最低生計費				調査結果		サロ ン年 ブ単 ル身 教者					
		食費		住居費	水道 光熱費	家具・用具・品	被服・物	保健医療	交通通信	教育	娯楽・業	その他	非 消費 率	予 備 費	最賃2024				調査結果 発表時期	調査結果 アップデー ト発表時期 ※			
		月額	年間	月額 (税抜)	月額 (税込)	年間 (税込)	時間額 (150h)	額	額	額	額	額											
静岡県	静岡市	206,839	43,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	B	2015年12月	2025年7月	195
東京都	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	B	2019年4月	2025年7月	412
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	7,940	3,163	7,777	1,080	9,734	0	29,506	23,028	60,977	21.39%	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	A	2019年9月	2025年6月	411
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.66%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	B	2015年12月	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	B	2020年7月	2025年2月	748
愛知県	名古屋	192,727	53,603	50,667	7,983	4,443	9,680	2,366	16,324	0	22,646	25,015	58,979	21.77%	19,200	211,927	270,906	3,250,874	1,806	A	2016年2月	2025年1月	217
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,286,252	1,827	A	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	45,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	B	2020年7月	2025年1月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	A	2024年10月		153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	B	2018年4月	2024年8月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,666	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	B	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	43,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	C	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	43,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	C	2019年4月	2024年7月	158
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	12,505	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	58,009	22.11%	18,500	204,298	262,307	3,147,684	1,749	B	2016年4月	2024年6月	201
京都府	京都市	191,809	49,242	50,000	7,456	4,864	6,315	1,171	16,766	0	27,895	28,100	52,212	19.84%	19,100	210,909	263,121	3,157,452	1,754	B	2019年4月	2023年10月	412
岐阜県	岐阜市	176,737	44,872	38,000	7,874	3,058	7,748	1,501	34,993	0	20,390	18,301	53,422	21.56%	17,600	194,337	247,759	2,973,108	1,652	B	2023年1月		38
青森県	青森市	179,522	43,583	33,000	10,406	4,066	6,885	2,604	36,150	0	19,599	20,138	52,112	20.88%	17,900	197,422	249,534	2,994,408	1,664	C			
岩手県	盛岡市	186,717	47,242	37,000	11,614	3,932	7,144	2,636	36,057	0	19,988	20,105	52,686	20.42%	18,600	205,317	268,003	3,096,036	1,720	C			
宮城県	仙台市	183,708	47,226	35,000	11,068	4,150	7,709	2,682	36,103	0	19,512	20,257	57,998	22.31%	18,300	202,008	260,006	3,120,072	1,733	B	2016年3月	2022年11月	270
秋田県	秋田市	182,825	47,235	35,000	10,687	3,841	6,901	2,690	36,114	0	20,286	20,072	52,555	20.73%	18,200	201,025	253,590	3,042,960	1,691	C			
山形県	山形市	181,425	43,605	34,000	10,878	4,321	6,131	2,682	36,022	0	19,089	21,696	53,041	21.00%	18,100	199,525	252,566	3,030,792	1,684	C			
福島県	福島市	183,513	47,442	36,000	10,903	3,893	6,506	2,617	36,234	0	19,796	20,123	53,531	20.96%	18,300	201,813	255,344	3,064,128	1,702	B			
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	B	2020年7月	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	B	2022年6月		112
高知県	高知市	183,688	45,423	33,000	8,710	3,247	6,638	1,506	37,467	0	26,070	21,627	47,711	19.11%	18,300	201,988	249,699	2,996,388	1,665	C	2022年6月		94
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	17,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	C	2021年6月		109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	C	2020年7月		84
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,866	0	25,964	18,252	46,045	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	C	2019年12月		111
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	B	2016年1月		70

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果



2025 年 7 月 24 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川 孝行
愛媛県松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の 2025 年度改定についての意見

1. 最低賃金制度による課題

最低賃金による課題は、生計費と比較して低く最低賃金では健康で文化的な最低限度の生活が保障されていない、物価高騰や世界的に比較しても賃金が上がっていないこととの相関、地域ごとに金額差があることによる地域間の格差とそれを助長する目安ランク制度、最低賃金額が高い地域への労働人口の流出による地域での人口減・労働力不足などが指摘される。

全国労働組合総連合（全労連）はこの課題解消に、最低賃金の全国一律制、いますぐ 1,500 円、物価高騰にも対応できる 1,700 円の実現を求めている。

2. 最低賃金の役割、生計費の観点重視を

最低賃金は、憲法 25 条にある「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ために、法律で「それ以下では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金額である。最低賃金法には 9 条 3 項に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」とされ、労働基準法の第 1 条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めている。さらに最低賃金法第 1 条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としている。

それらをふまえ、愛媛県の現在の最低賃金は 956 円であり、上記を満たすに十分な金額と果たして言えるだろうか。平均的な労働時間である 150 時間（愛媛県の総実労働時間は昨年 142.2 時間〔令和 6 年毎月勤労統計調査地方調査結果〕）で考えると、月 143,400 円（昨年比 15,450 円増）となり、手取りはさらに減る。最低賃金では人間らしい暮らしができないほど低額であり、生きることで精一杯である。

物価高騰が続いており、生活を直撃し続けている。実質賃金は一時金支給時期を除いて現在でもマイナス基調となっている。労働者は雇用される者であるが同時にサービスの消費者でもある。人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民のくらしと健康を守るために、最低賃金を引き上げることが必要と考える。

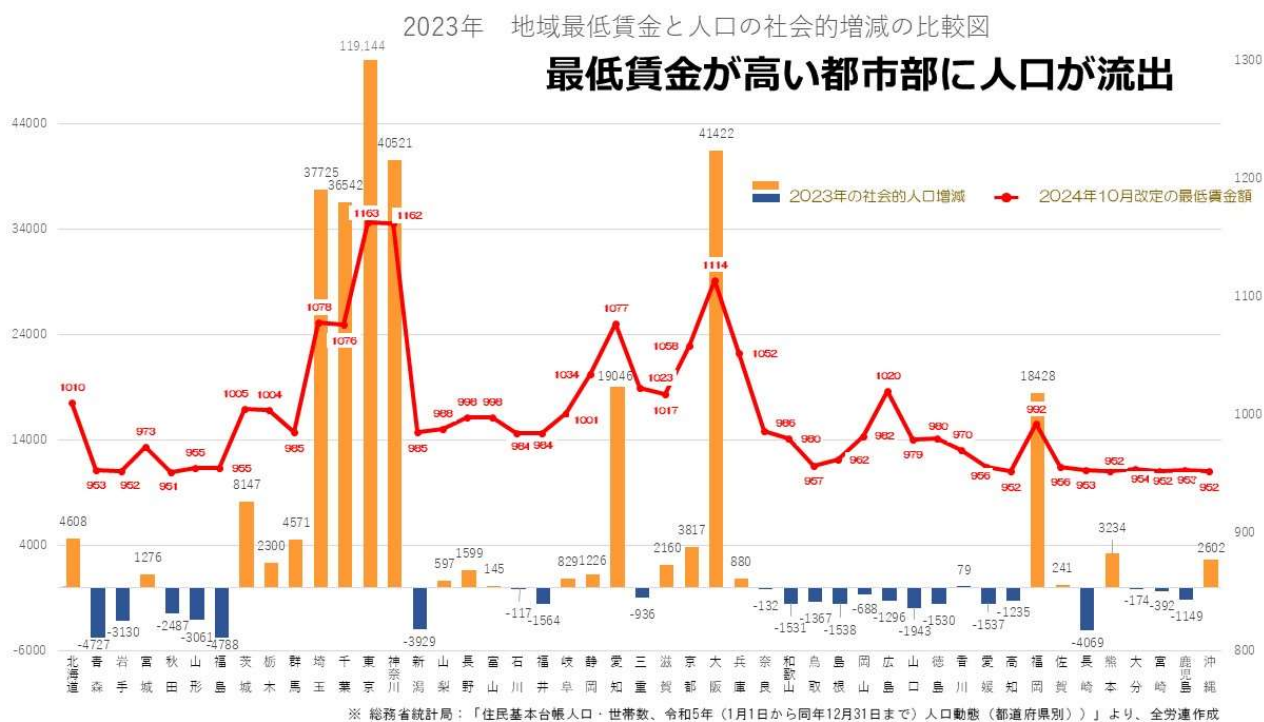
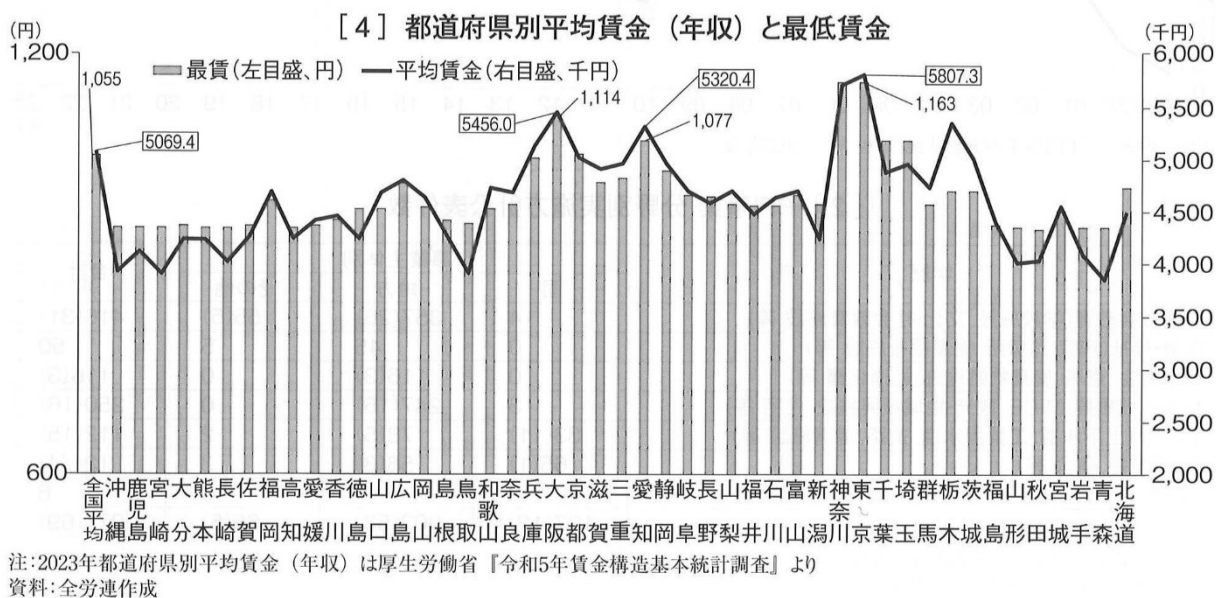
また、最低賃金は、一時議論されていた家計補助的な働き方をする人たちだけの問題では既に無い。そもそも非正規労働者に支給される賃金額は、仕事の評価としてふさわしいものなのか。非正規労働者の処遇改善にも最低賃金を引き上げることが必要である。生活を維持するために必要な費用＝生計費の観点が必要であり、愛媛県の適正な最低賃金を検討すべきである。

3. 地域の維持・発展へ、地域間格差の是正に全国一律制を

いま地域間格差が人口流出を助長し、地方・地域をやせ細らせている。最低賃金額と平均賃金（年収）の差、そして人口流出には強い相関関係がある。

最低賃金制度のランク制度も同様に格差を拡大する制度であり、一昨年3ランクと制度が見直されたが、昨中央最低賃金審議会は、ABCランクとも一律「50円」の目安額を示し、この目安答申に対して27の地方最低賃金審議会が上乘せの答申を行った。この結果は、国によって低くランク付けされ、厚労省・中央最低賃金審議会が行った目安答申への地方からの抗議の意味をこめたものと考えられる。ランク制度自体の意味が問われており、地域間格差を助長するこの制度自体をやめなければこの格差はなくなることはない。格差をなくす一つの方法は、全国一律の制度とすることである。

またランク制と中央目安に依拠せず、愛媛県内での最低賃金の妥当額を審議会として検討する下地を作り、根拠を伴う説明ができるようにすべきと考える。



4. 昨年最低賃金を 84 円引き上げた徳島ではどうなったか

昨年、同じ四国の徳島県の最低賃金は 84 円上げられ、「徳島ショック」と全国から注目を浴びた。その背景には、徳島県が後藤田知事を先頭に繰り返し審議会に大幅引き上げを要請するなどがあったと聞く。全労連の東海・北陸ブロックは7月4日、徳島県庁の担当者を招いてオンライン学習会を開催している。そのレポートによれば、

徳島県の担当者は、①徳島県は淡路島・兵庫県と橋で直結しており、近隣府県（大阪・京都・兵庫）との賃金格差が顕著、②23 年度は全国のワースト2位の最賃水準、都市部との賃金差（例：兵庫県と 105 円差）が人材流出の一因、③地方創生・持続的地域経済の発展のためには、最賃引き上げが不可欠とこれまでの課題をあげた。

その認識のもと、24 年 1 月に知事が地方版政労使会議を初開催し、①経済団体・労働団体へ積極的な賃上げを要請、②県議会有志・市長会と連携し、労働局長と審議会会長に 2 度にわたり引き上げを要請、③最賃審議会の公益委員が、県の経済は中位以上と評価、④結果として目安額 50 円増に加え、34 円を上乗せし 84 円の大幅引き上げとなった。これにより兵庫県との差は 105 円から 72 円に縮小したと話し、合わせて、賃上げに伴う事業所向けの県独自の支援策を作り支援を行っている。

大幅な最賃引き上げ後の影響では、①実質賃金は、24 年 8 月以降 9 カ月連続で前年同月比プラス。物価上昇を上回る形で推移、②有効求人倍率は大きな変動なし、③企業倒産件数は、例年並みで推移し、大幅引き上げによる倒産急増はみられなかったと報告。

①地域経済と雇用の持続性を確保するために県と知事が主導し、②国の施策と補完する形で独自支援策を用意し、③改訂後のフォローアップを徹底するという、多面的なとりくみの必要性が明らかになった。

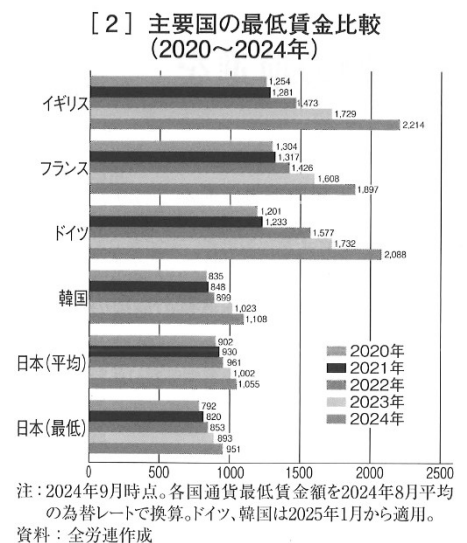
課題は、愛媛にも共通である。報告からは、「支払い能力」「目安」からではなく、生活や経済に必要な水準の最賃額として、84 円を導き出している。最低賃金引き上げにどうとりくむか、どうすれば引き上げができるのかを県ぐるみで検討することが求められているのではないだろうか。愛媛地方最低賃金審議会もその中に当然含まれるだろう。

5. 物価高騰だから最低賃金の引き上げを

際限ない物価高騰の一方で、賃金はそれに比例するほどには上がらない日本では、最低賃金の引き上げに期待が高まっている。同一労働同一賃金の実現、賃金の底上げで、すべての労働者が仕事に見合った賃金になれば、地方でも食べていけるので、人口流出を止め、消費・供給の両面でも地域経済が活性化する。

諸外国と比較すれば、日本の最低賃金は昨年時給が平均 51 円（5.1%）引き上げられ全国平均 1,055 円。海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、イギリス 2,214 円、ドイツ 2,088 円、その他オーストラリア 2,411 円、アメリカのワシントン州では 2,421 円となっている。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金（1,108 円）よりも低い水準となっている。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っている。

最低賃金の抑制は、経済に対する負の効果しかない。日本は国内消費力が落ち、賃金の上がらない国で成長しない国になってしまっている。最低賃金制度は、全ての労働者の賃金引き上げに有効な施策であり、賃金底上げ機能も有している。そのため社会を変える可能性を持つ賃金となりつつある。



なお、最低賃金引き上げには中小企業支援が必須であり、岩手県や徳島県など独自に施策を取っているところもあるが、本来は国が使いやすい制度として実施すべきであることも付言し、下記に要点を述べる。

記

1. 労働者の負担増を解消するため、生計費にもとづき 8 時間働けば普通に暮らせる最低賃金額への大幅な引き上げ、生活保障の 1,500 円、物価高騰を反映した生計費をもとにした 1,700 円への到達を求める。
2. 愛媛県の現在の最低賃金額が、憲法や各法律、生計費などを実現する手取り実額であるか、審議会としてあらためて検証されたい。また愛媛県の最低賃金の額が中央目安にとどまらず、いくらが適当かについても審議会で議論を行っていただきたい。
3. 人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望すること。また地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正を審議会として意見することを求める。
4. 審議会として、最低賃金上方改定で必要と考えられる、社会保障費の補助など中小・零細企業支援策、最低賃金制度そのものの改善、国・中央審議会への意見など、愛媛県最低賃金審議会として必要な意見表明をしかるべきところに行うことを求める。
5. 審議会を全面的に公開し、審議に多くの人の知恵と意見が寄せられ、反映できるよう、世論を喚起することも求める。

以上



2025年 7月22日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 森本 明宏 様

愛媛県教職員組合（県教組）

中央執行委員長 加藤 諭

愛媛県最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

1. 意見の主旨

愛媛県最低賃金は、愛媛県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額1,700円を要求します。

2. 意見の理由

- (1) 物価の高騰や実質賃金の低下に歯止めがかかりません。家計は、火の車です。この流れを止め、地域経済を回復させるためには、昨年までの引き上げ額では、力になりません。最低賃金を思い切って引き上げることが求められています。
- (2) 956円は、フルタイムで年間1,800時間働いたとして、年間総額で172万0800円。月額手取りでは14万円弱です。相変わらず、ワーキングプア水準をはるかに下回ることは、明白です。
- (3) いま、学校現場では、定数不足です。非正規の教職員も正規労働者と同等の役割と責任を持って働いています。最低賃金の大幅引き上げと地域間格差解消は、学校現場のすべての教職員の賃金改善に欠かせません。
- (4) 子どもたちの生活基盤である家計の改善は、急務です。日本の子どもの貧困状態を改善しなければなりません。物価高騰で食料や学用品が買えない、病院へ行けない、ヤングアラーも広がっています。日本の高等教育の学費は「世界一の高額費」といわれ、青年は、貧弱な奨学金制度の下で低賃金のアルバイトで生活と学費の工面を余儀なくされています。保護者は、長時間労働やダブルワークを余儀なくされています。昨年までの引き上げ額を遥かに超える最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上、意見書とします。最後までご尽力ください。



2025 年 7 月 24 日

愛媛地方最低賃金審議会会長 様

愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会 中央執行委員長 清家理栄

加盟 8 J A 職員労組

(えひめ南、ひがしうわ、にしうわ、愛媛たいき、松山市、おちいまぼり、周桑、えひめ未来)

事務局 松山市西石井 1-9-22-201

電話 089-958-8660

意見書

地域最低賃金審議にあたる皆様に敬意を表します。

私たちは最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度を求めます。それには、国や地方自治体による、雇用主への支援策拡充が不可欠であると考えます。とくに農業分野においては、国の責任で、営農が継続できるよう生産者への直接支払い制度の創設を、私たちは求めています。

コメ価格高騰が、消費者の不安を増大させています。流通がおかしいから価格が上がったかのように報道されましたが、農家が減少し、コメが足りないから流通が混乱したのではないのでしょうか。

ミカンかんきつも含めて、愛媛県内の農家数は年々減少し、令和 2 年では 34,994 戸となっており、36 年前と比較すると 59.4% 減少（昭和 60 年対比▲51,264 戸）しています。また、経営耕地面積は令和 2 年 26,501 ha で同 56.9% 減少（昭和 60 年対比▲35,117 ha）しています。この減少面積は、東温市と八幡浜市をあわせた面積と同等です。

この背景には、利益を農作業の労働時間で割ると、「コメ自営農家の時給は 10 円」という、決して大げさではない現実があります。家族経営型の農家は、毎年の所得税確定申告においては、農業所得の赤字を、老齢年金や給与収入でおぎなっているケースが少なくありません。

最低賃金引き上げは、農家経営にとって影響が大きいものです。それでも私たちが、引き上げを求める理由は、おもに以下の点です。

- ① 物価高が続き、食事を 1 日 2 回に減らす家庭や、夏休みの子どもが満足に食事できていない実情を聞くと、食にたずさわる者として胸が痛む。
- ② 地域でとれた、安全安心の農産物を食べてほしい。消費者に買い支えていただくことが、愛媛の美しい段々畑や水田風景、農村のコミュニティ、生活インフラを維持することにつながる。
- ③ 生産者にとっては、高騰する資材経費がまかなえる、再生産可能な価格を実現したいが、現実には、市場は需給バランスで販売価格が決まっており、とくに消費者の購買力やニーズによるところが大きい。
- ④ 収穫シーズンの労働力確保が、年々きびしさを増していて、経営耕地面積を維持するのが難しくなっている要因になっている。

南予地区のある農協の人事担当者は、「高校生の多くが都会に大学進学し、就職希望が 20 人程度、そのなかで、地元の農協職員を応募してくれる生徒が果たして何人おるかという状況」と話していました。愛媛で若者が見通しをもてる環境を、国・自治体、労使で力あわせてつくっていきましょう。 以上



2025年7月24日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 森本 明宏 様

愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会

顧問 佐伯 育昭

愛媛の最低賃金を時給 1,500 円以上の引き上げを求める意見書

依然として続く食料品を含む物価の高騰により、愛媛県内で働く農協職員の生活は苦しいままで推移しています。農協で働くすべての職員の賃金底上げにつなげるためにも愛媛県の最低賃金を時給 1500 円以上の引き上げを求めます。

今、現在働いている県内の各農協の職員については、年々職員数が減少しており一人あたりの業務量が増加しております。その原因の一つが初任給を含め給料の低さにあると考えられます。初任給を含め、賃金の低いことにより、採用の募集を行ってもほとんど応募がない状況が続いています。また、若い優秀な職員においては、中途退職し他企業への再就職しているのが現状です。農協職員は、地域に密着した職場のため、やはり地元に住んでいた若い子が就職することによっていろいろなつながりが出来、地域貢献も出来ていきます。そのためには、人材の確保においても最低賃金の引き上げは必要なことだと考えます。人材確保については、他産業の企業との競合になっており、正職員はもとより、臨時職員やパート職員についてもなかなか人が入ってこないのが現状です。

職員数の減少に伴い、賃金だけではなく、残業や休日出勤等、いろいろな面で苦しみが多くなってきています。若い世代には、子育てや部活動等の応援に参加し充実した生活を望んでいる職員も多くいますが、積極的に参加出来ない職員がいるのも現実です。

以上のことから、愛媛県の最低賃金の大幅な引上げを実施していただくとともに、どこで働いても普通の生活ができるよう全国一律最低賃金制度の早期実現を政府に働きかけていただくよう求めます。



2025 年 7 月 24 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

新日本婦人の会愛媛県本部
松山市北持田町 131-1 教育会館 3F
事務局長 水野真理子

最低賃金の抜本的な引き上げを求める意見書

物価の高騰はとどまる所を知りません。その上、昨年夏からの米不足・価格高騰によって生活はひっ迫しています。今後も様々な物の値段が上がると報道されています。物価高騰を考慮した賃上げも物価上昇にまったく追いついていない状況です。

首都圏から転勤して来られた子育て中の女性は、「働こうかと思ったが時給があまりにも安いのにびっくりした。物価はそんなに変わらないのに」と言います。また、帰省した大学生は、コンビニのアルバイト募集を見て「神戸の方がもっと時給いいよ」と地域格差に驚きの声を上げていました。これでは「生活しやすい」と言われている松山市でも生活し子育てしようとは思えないでしょう。パートで働く女性は、「夕方、値引きされた食品を買って大急ぎで夕食を作り、子どもに食べさせる毎日だが、これで足りているのか」と不安そうに言います。スーパーの特売をはしごしたり、ガソリン代も少しでも安いところを探したり節約に追われる日々で誰もが不安を口にします。

女性の働く割合の多い介護・福祉事業所はどこも慢性的な人手不足です。ある事業所では時給960円で職員を募集しても「応募がない。せめて1000円は出したいが難しい」と言います。いまの時給では生活は苦しく、ダブルワーク・トリプルワークせざるを得ない状況です。このような状況でより良い仕事が期待できるでしょうか。誇りを持てるでしょうか。

どこに住んで生活していても、必要な物の値段は変わりません。昨今の異常な物価高騰では一日でも早く「最低賃金は全国一律でせめて1500円に」の願いは切実です。子育て中でも年金生活者でも生活に必要なお金に不安がなくなれば、生活も豊かになり幸福度も高まるでしょう。経済効果もうまれます。愛媛県に住み、くらし、働く多くの人たちが安心して住み続けられるよう最低賃金を引き上げることを強く求めるものです。



愛媛地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める要請署名

1,340 筆

愛媛地方労働組合連合会

愛媛地方の最低賃金を直ちに 1500 円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める請願署名

愛媛地方最低賃金審議会会長 殿
愛媛労働局長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会会長 殿

■ 請 願 趣 旨 ■

2024 年の最低賃金改定による加重平均 1055 円では低額で人間らしく暮らすことはできません。最賃近傍で働く労働者はダブルワーク、トリプルワークせざるを得ず、物価高騰のなか、暮らしていけないと悲鳴があがっています。

最高額の東京（1163 円）と本県（956 円）との差は 207 円となり、全国展開している店舗で、同じ労働を同じ時間（月 150 時間）働いたとして月 3 万 1050 円、年収で 37 万 2600 円の差となります。人口は最低賃金が低い地方から都市部へ流出し、地域経済が疲弊していく要因となっています。

私たちが全国 27 の都道府県（4 万 9000 人超）で取り組んできた最低生計費試算調査では、どこでも必要な生計費は同じで、物価上昇を加味した直近のデータでは 1700 円、1800 円の結果が出ています。

石破内閣は、2020 年代に最低賃金の全国加重平均を 1500 円とすることを目指していますが、その実現のためには、単純計算でも年 7.3%程度の引き上げが必要であり、平均より低い愛媛県など 21 県は 7 年後の 2031 年となります。

私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1500 円以上」を求めています。あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費・人件費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させること、そのための法整備、体制を拡充・強化することが求められています。

以上の趣旨を踏まえ、以下のとおり要請いたしますのでよろしくお願いします。

■ 請 願 項 目 ■

1. 愛媛地方の最低賃金を直ちに 1500 円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うこと。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報が利用されることは一切ありません

【取扱団体】愛媛地方労働組合連合会 ・ 国民春闘愛媛共闘会議（2025 年）

2025 年 7 月 18 日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。

すなわち、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、増加している。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、弱い動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、一部に弱い動きがみられる。

設備投資は、増加している。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。

業態・品目別の需要動向

大 型 小 売 店 販 売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	持ち直している。
コンビニエンスストア販売	堅調に推移している。
家 電 販 売	横ばい圏内で推移している。
乗 用 車 販 売	持ち直している。
宿泊・観光施設の入込み	堅調に推移している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、弱い動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	弱めの動きとなっている。
紙	・ パ ル プ	減少している。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		低調に推移している。
非 鉄 金 属		堅調に推移している。
食 料 品		持ち直している。
はん用・生産用機械		横ばい圏内で推移している。
電 気 機 械		低調に推移している。
輸送機械（造船）		高操業となっている。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、３％程度のプラスとなっている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、前年を上回って推移している。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

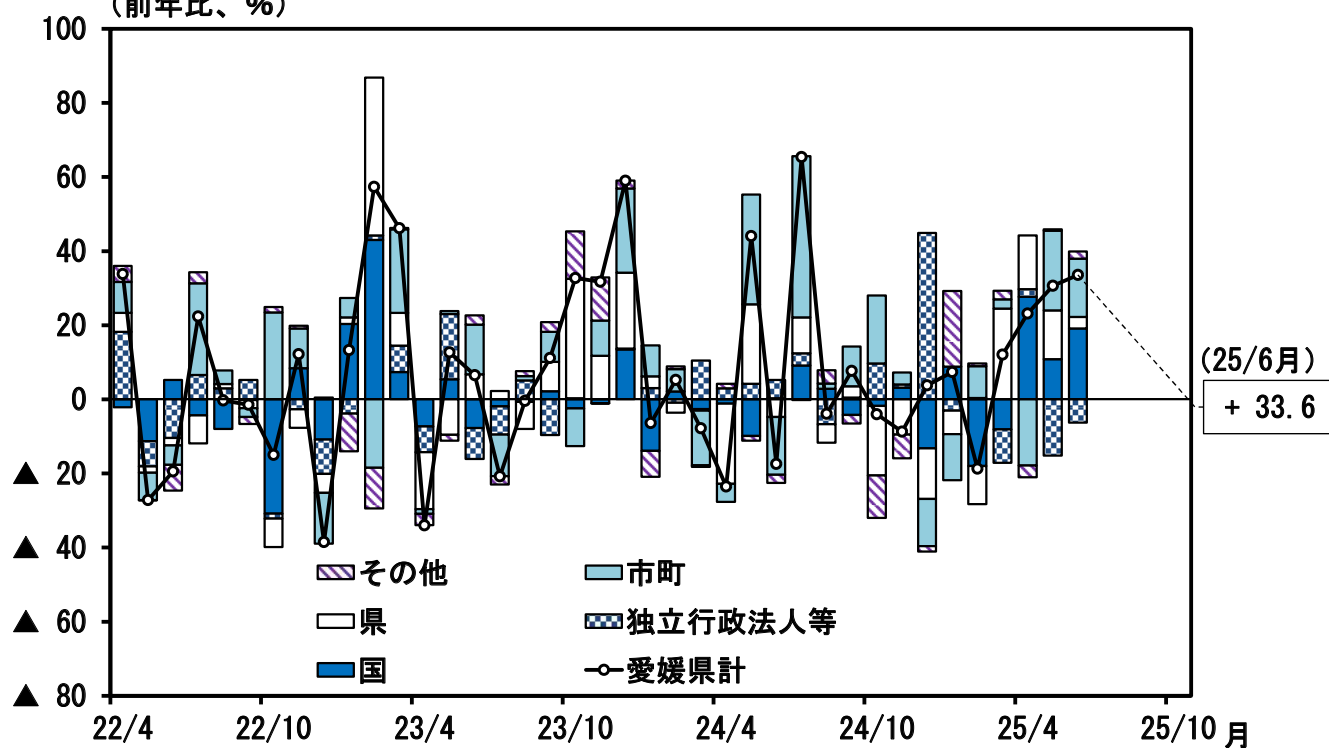
以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

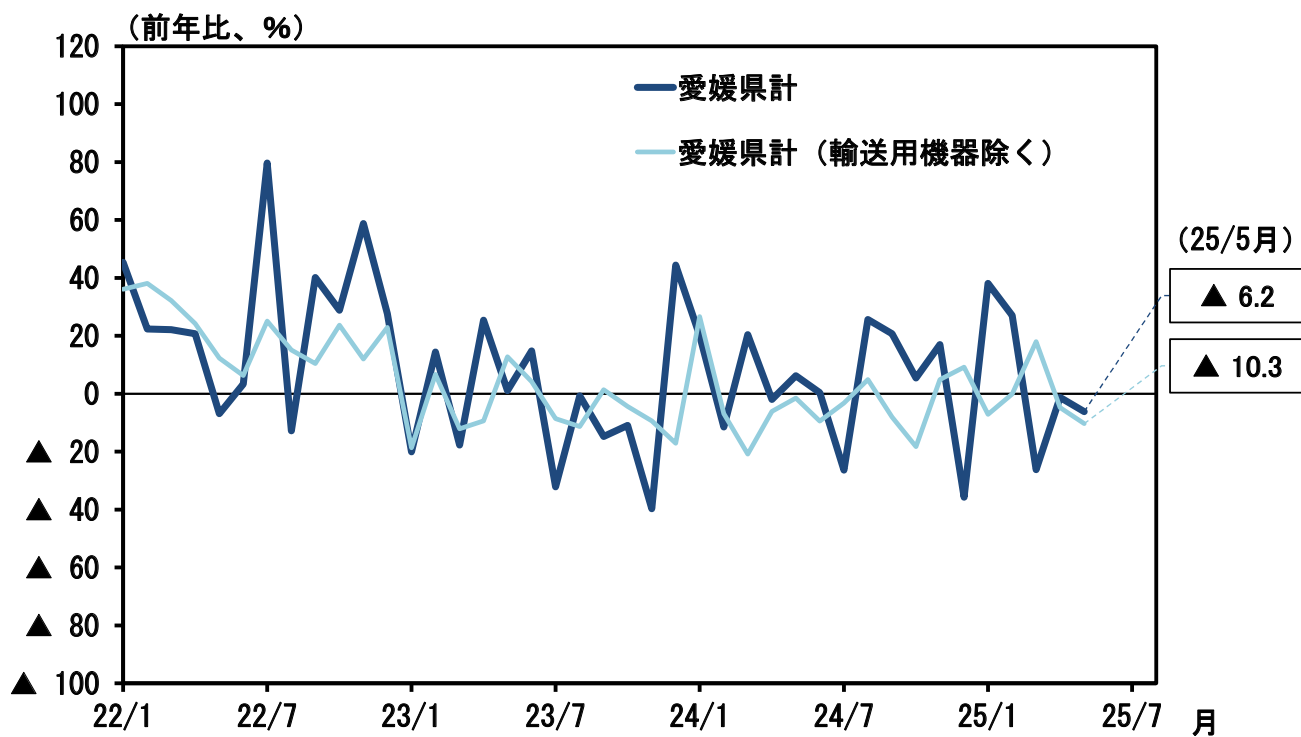
▽公共工事請負額

(前年比、%)



(出所) 西日本建設業保証株式会社

▽輸出額



(出所) 財務省

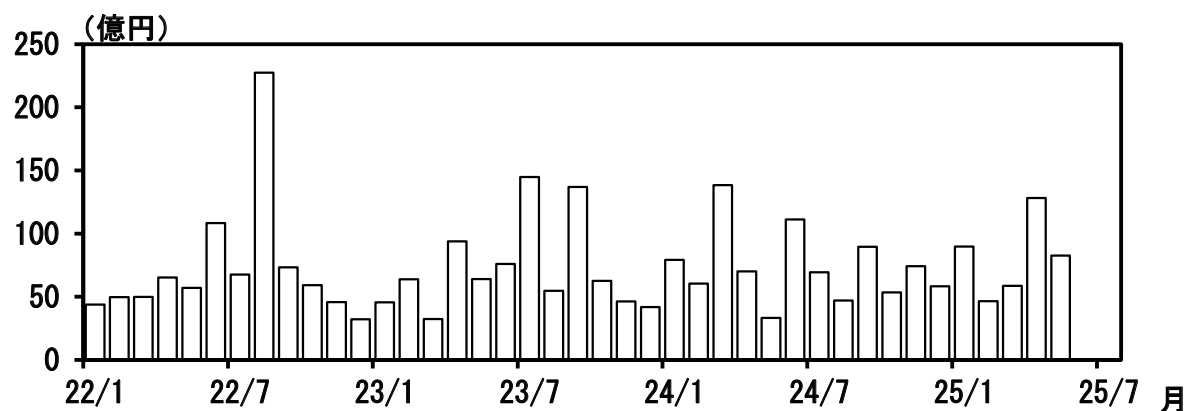
▽設備投資

愛媛県短観(設備投資額＜含む土地投資額＞)

(前年度比、%)

全規模		23年度	24年度	25年度
	全産業	▲ 4.7	+16.1	▲ 5.8
	製造業	+ 0.4	+ 4.7	+ 0.4
	非製造業	▲17.2	+50.3	▲18.6

建築着工統計(工事費予定額＜非居住用＞)

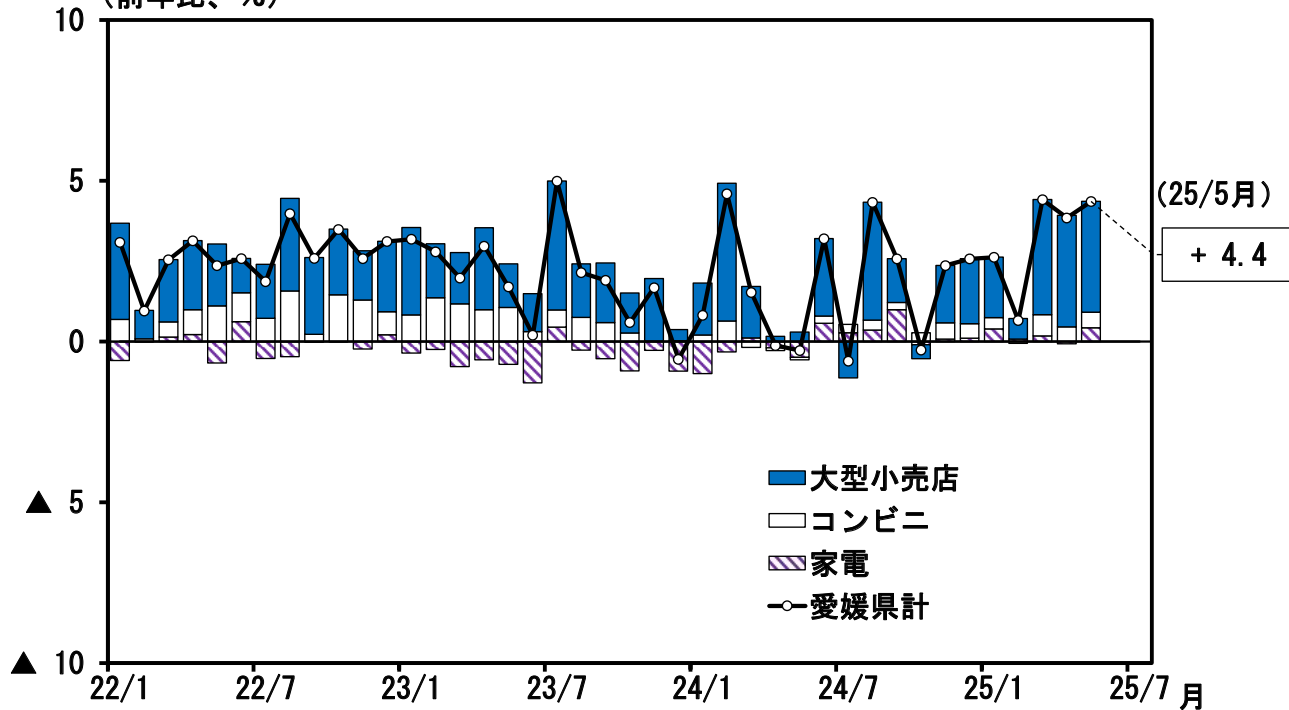


(注) 愛媛県短観の23年度および24年度は実績値。25年度は25/6月時点の計画値。

(出所) 日本銀行松山支店、国土交通省

▽大型小売店等の販売額

(前年比、%)

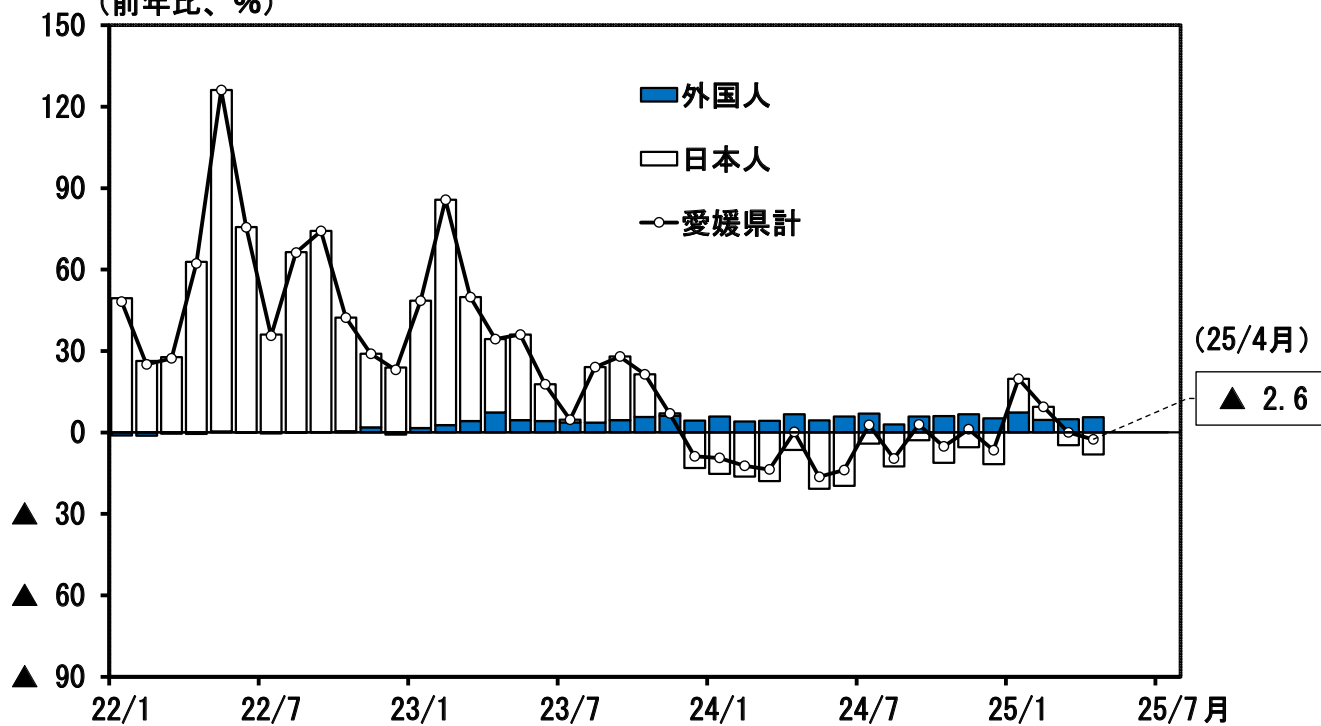


(注) 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク係数を用いて当店算出。

(出所) 経済産業省

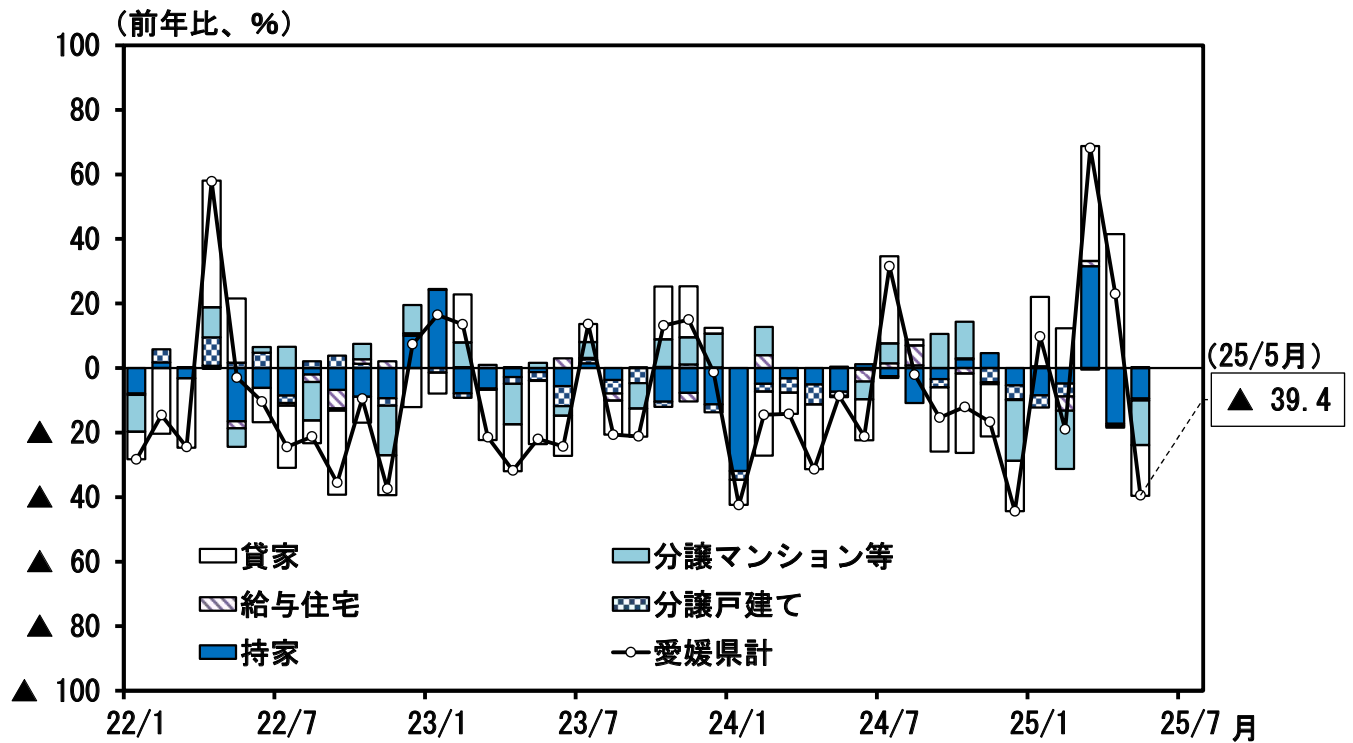
▽延べ宿泊者数

(前年比、%)



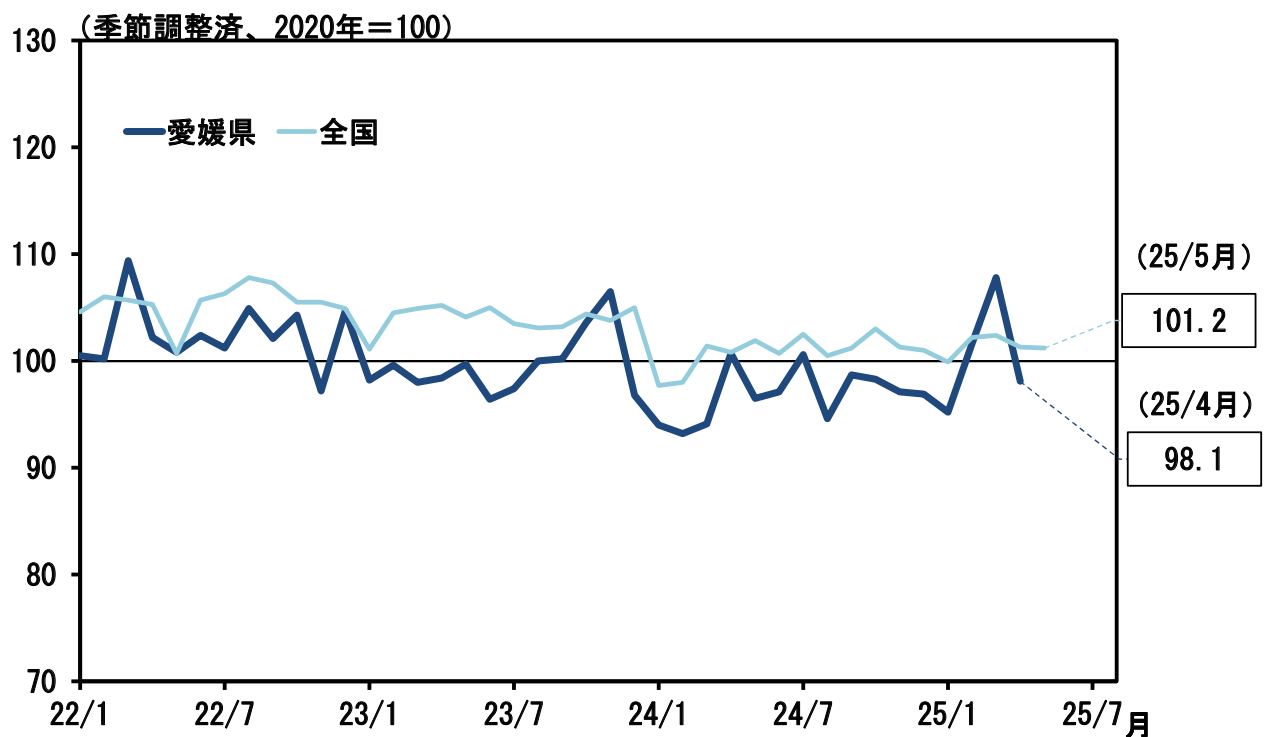
(出所) 観光庁

▽新設住宅着工戸数



(出所) 国土交通省

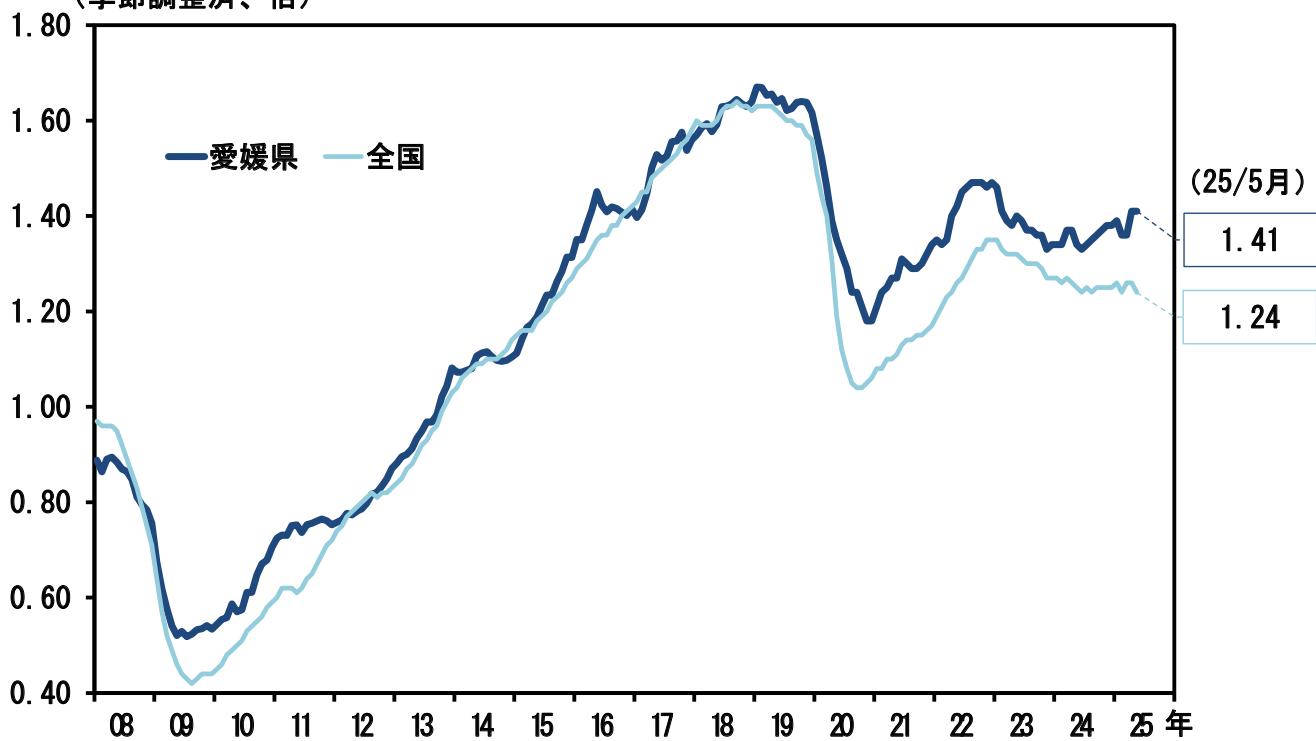
▽鉱工業生産指数



(出所) 愛媛県、経済産業省

▽有効求人倍率

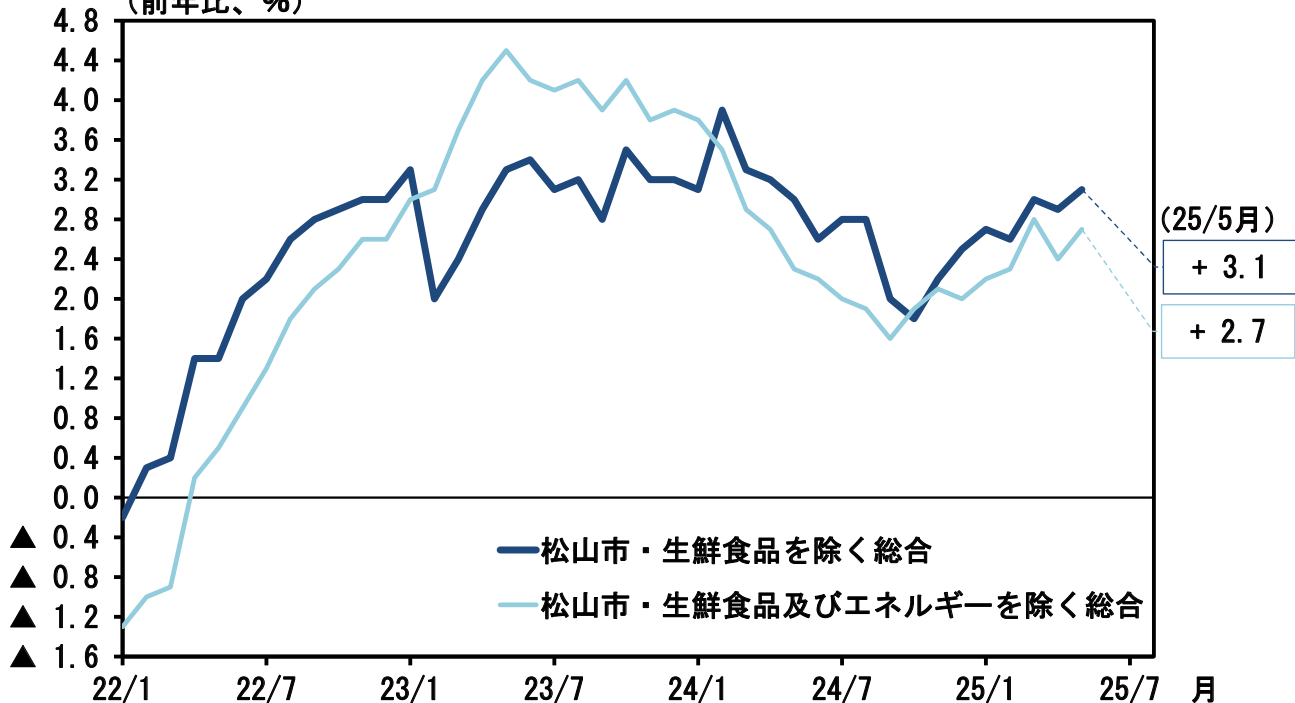
(季節調整済、倍)



(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

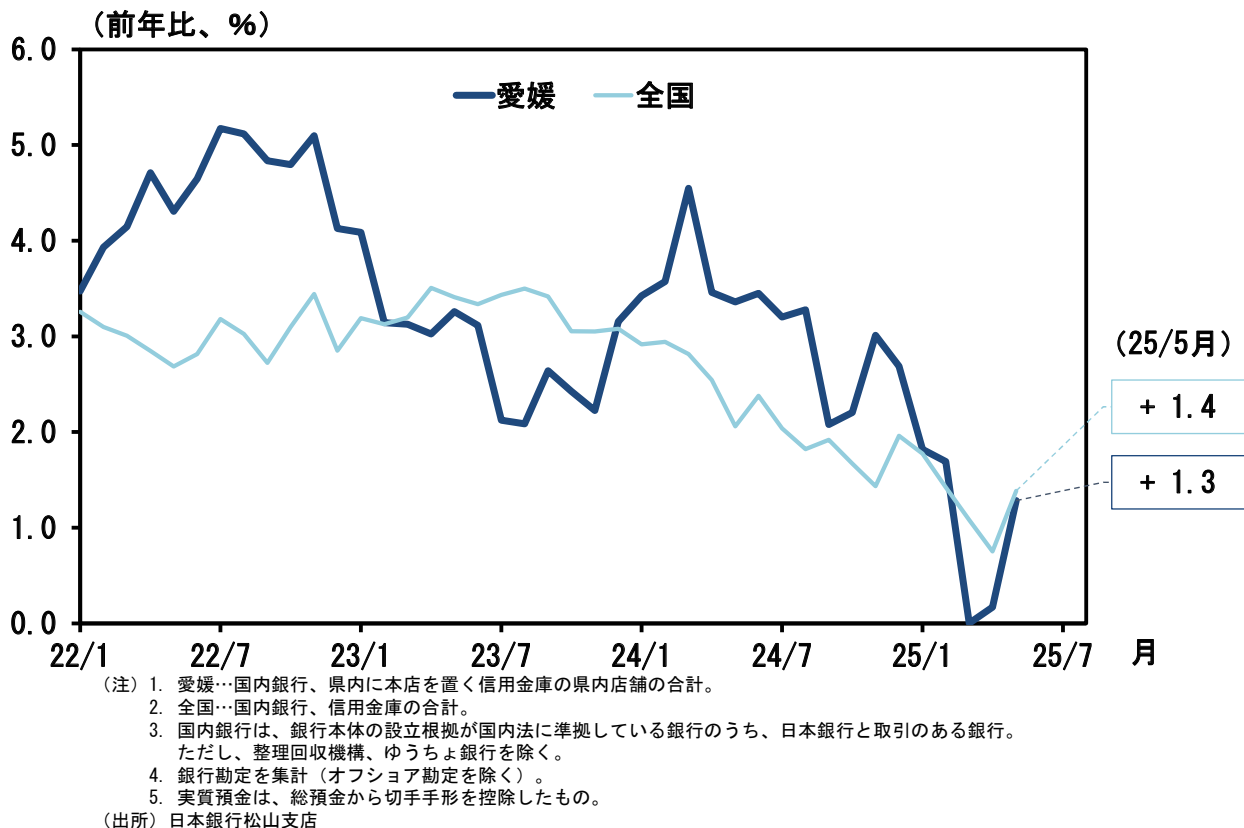
▽消費者物価指数

(前年比、%)

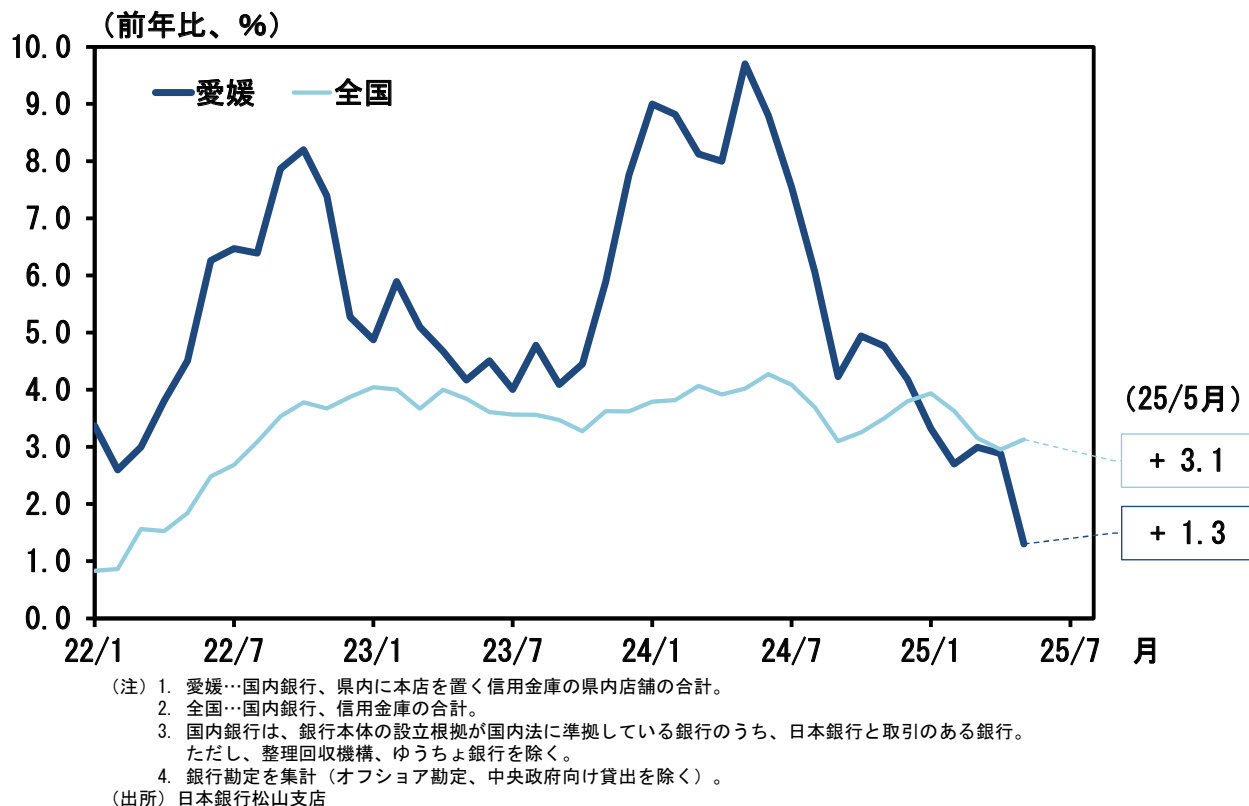


(出所) 総務省

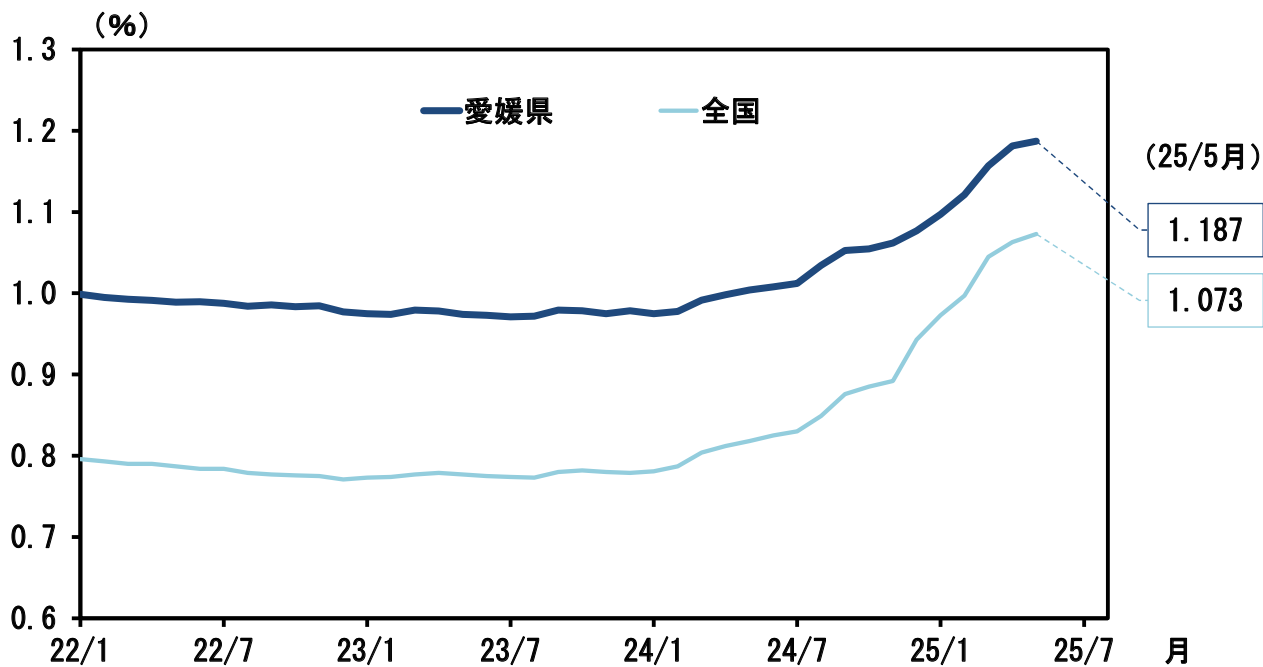
▽実質預金(月末残高)



▽貸出金(月末残高)



▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛県…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分（県外店舗を含む）。
 2. 全国…国内銀行分。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
 ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店



令和7年7月24日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会

小委員会

委員長 井上 雄基

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和7年7月3日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第5号）愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第2号）、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第3号）及び愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第6号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

井上 雄基

五領田 寛子

森本 明宏

労働者代表委員

白石 浩司

竹箇平 貴隆

竹本 良賢

使用者代表委員

小池 久志

西岡 圭

八塚 洋